

広島県告示第二百八十四号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、広島港及び尾道系崎港における小型船舶特定係留施設の管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十六年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指 定 を 受 け た 者	名 称 及 び 代 表 者 氏 名	主たる事務所の 所 在 地	指 定 年 月 日	平 成 二 六 年 三 月 三 日	管 理 の 期 間	平 成 二 六 年 四 月 一 日 平 成 二 八 年 三 月 三 日
	株式会社ひろしま港湾 管理センター 代表取締役 内田 隆	広島市南区宇品海岸一 丁目一三番一三号				